

平成 29 年度 松江市社会福祉法人・施設等指導監査の実施結果の概要

1. 社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査の実施状況

(1) 実施期間

平成 29 年 6 月から平成 30 年 2 月まで

(2) 一般指導監査

実地監査(調査)

区 分	指導監査対象 法人・施設数	実地監査 (立入調査)	文書指摘 法人・施設数	文書指摘 件 数
社会福祉法人	52	18	9	24
一般法人	51	18	9	24
社会福祉協議会	1	0	0	0
児童福祉施設等	80	80	75	227
認可保育所(公設公営)	11	11	11	36
" (公設民営)	5	5	5	22
" (私立)	51	52	52	160
認可外保育施設(事業所内)	6	6	2	3
" (事業所内以外)	4	4	3	4
児童館	3	2	2	2
老人福祉施設等	40	5	4	14
養護老人ホーム	2	1	0	0
軽費老人ホーム	6	0	0	0
有料老人ホーム(住宅型)	32	4	4	14
合 計	172	103	88	265

※指導監査対象法人・施設数は、H29. 4. 1 現在

(3) 特別監査(調査)

該当なし

(4) 指導監査の実施体制

福祉部福祉総務課職員が実施

(5) 指導監査における留意事項(実施方針)

平成 29 年度の指導監査の実施に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ①関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営、施設運営、事業経営及び社会福祉事業の健全な経営の確保
- ②入所者、利用者の人権と防災、防犯対策の徹底による安全及び適切な処遇の確保
- ③職員の意欲向上につながる就業環境の確保
- ④法人運営費及び施設運営費の適正な執行管理

また、平成 28 年 3 月 31 日に成立・公布された改正社会福祉法に的確に対応しているか、その状況を確認した。

なお、社会福祉法人監査においては、制度改正により新たに国によって定められた指導監査ガイドラインに基づき実施した。

(6) 指導監査結果の概要

①特別監査

該当なし

②一般監査(調査)

ア 社会福祉法人

特に法人運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。なお、指導監査に当たっては、社会福祉法の改正に対応した法人運営の確認のほか、適正な会計処理について重点的に指導を行った。

各法人の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画の提出を求め、事後指導により改善の徹底を図った。

なお、制度改正に伴う手続きの誤りについては、制度改正から間もないこともあり、島根県と同様に、明確な違反でない限り改正の趣旨等を説明し、法人に理解していただいたうえで口頭指摘にとどめた。

また、制度改正について再度周知が必要と考え、平成29年度一般監査において複数の法人で指摘事項となり全体に注意喚起をすべきと判断した項目についてとりまとめ、全法人に情報提供として通知した。

イ 児童福祉施設等(保育所等)

特に施設運営及び児童の処遇に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。なお、指導監査に当たっては、設備運営基準や運営費の経理等の確認のほか、安全管理や衛生管理について重点的に指導を行った。

各施設の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画の提出を求め、事後指導により改善の徹底を図った。

ウ 老人福祉施設等

施設運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。なお、指導監査に当たっては、設備運営基準等について重点的に確認を行った。

各施設の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画の提出を求め、事後指導により改善の徹底を図った。

③社会福祉法人等に対する研修の実施による指導

社会福祉法人指導監査説明会に合わせ、実務研修会を実施した(島根県と合同で実施)

(7) 平成29年度の主な指摘事項

①社会福祉法人

ア 評議員の就任承諾書について、任期の記載がない、あるいは記載の任期に誤りがある。

(社会福祉法第38条)

イ 評議員会の招集に関する事項(日時・場所、議題、議案の概要)について、理事会の決議がない。

(社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条)

ウ 評議員会、理事会の決議において、特別の利害関係を有する者がいるかを確認していない。

(社会福祉法第45条の9・第45条の14)

エ 評議員会議事録の必要事項が記載されていない。

(社会福祉法第45条の11、社会福祉法施行規則第2条の15)

オ 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていない。

(社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条)

カ 監査報告に必要な記載事項が記載されていない。

(社会福祉法第45条の28、社会福祉法施行規則第2条の27・第2条の36・第2条の40第2項)

キ 理事会の決議を要する事項(特に利益相反取引に関する事項)について決議が行われていない。

(社会福祉法第45条の16第4項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項・第92条第2項)

- ク 理事長及び業務執行理事が、理事会において職務執行状況報告をしていない。
(社会福祉法第 45 条の 16 第 3 項、定款)
- ケ 役員等の報酬等支給基準において規定すべき事項が規定されていない。
(社会福祉法第 45 条の 35 第 1 項、社会福祉法施行規則第 2 条の 42)
- コ 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額について、現況報告書に記載がない。
(社会福祉法第 59 条の 2、社会福祉法施行規則第 2 条の 41・第 10 条、「社会福祉法人が届け出る『事業の概要等』等の様式について」平成 29 年 3 月 29 日雇児発 0329 第 6 号ほか厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか局長連名通知)
- サ 経理規程について、法令、通知、定款との整合がとれていない。
(社会福祉法、社会福祉法人会計基準、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」平成 28 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 15 号ほか厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか局長連名通知、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」平成 29 年 3 月 29 日雇児総発 0329 第 1 号ほか厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長ほか課長連名通知)
- シ 計算関係書類等に関して、理事会、評議員会の承認を受けていない書類がある。
(社会福祉法第 45 条の 28 第 3 項・第 45 条の 30、社会福祉法施行規則第 2 条の 40)
- ス 作成すべき計算書類の附属明細書が作成されていない。
(社会福祉法人会計基準第 30 条、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」平成 28 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 15 号ほか厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか局長連名通知 25)
- セ 計算書類の附属明細書について計算書類の金額と一致していない。
(社会福祉法人会計基準第 30 条、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」平成 28 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 15 号ほか厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか局長連名通知 25)
- ソ 定款、役員等の報酬等支給基準、役員等名簿がインターネットの利用により公表されていない。
(社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項、社会福祉法施行規則第 10 条)

②児童福祉施設等(保育所等)

- ア 保育所として自ら提供する保育の自己評価等、業務の質の改善、向上のための取組みが行われていない。
(「島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第 50 条第 1 項、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」第 16 条第 1 項)
- イ 保育中の事故防止のために、安全策が講じられていない箇所がある。
(保育所保育指針 5-2-(2)、「児童福祉施設における事故防止の徹底について」青発第 322 号島根県健康福祉部長通知)
- ウ 市へ事故報告が必要な案件について、事故報告がされていない。
(「安全対策の徹底について」平成 29 年 4 月 18 日子第 80 号松江市健康福祉部子育て課長通知)
- エ 保育所の見やすい場所に、運営規程の概要、利用者負担等、重要事項が掲示されていない。
(「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」第 23 条)
- オ 部外者の不必要な侵入を防ぎ、また、子どもが不用意に園外へ出ることを防止するために必要な対策がされていない。
(「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」平成 13 年 6 月 15 日雇児総発第 402 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長ほか連名通知、「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」平成 28 年 9 月 15 日雇児総発 0915 第 1 号)
- カ 前期末支払資金残高の取り崩しについて、議事録等で理事会承認が確認できない。
(「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」H27.9.3 府子本第 254 号内閣府子ども・子育て本部統括官等連名通知記 3(2))
- キ 弾力運用の対象とならない委託費対象外経費への支出について、委託費以外のどの収入を充てたか帳簿上整理されていない。
(「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」254 号 1(1))
- ク 現金の収入について、経理規程で定める日以内に金融機関に入金されていない。
(経理規程)

③老人福祉施設等

- ア 非常災害に備えるため、消防・防災計画等に基づき、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。
この場合、所轄の消防署等消防機関の指導に従い、連携を図ること。
(島根県有料老人ホーム設置運営指導指針 10-(5)-(ハ)等)
- イ 有料老人ホーム事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ外部の者等との連携により透明性
を確保する観点から、運営懇談会を設置すること。
(島根県有料老人ホーム設置運営指導指針10-(8)等)

2. 介護保険事業者に対する指導及び監査の実施状況

(1) 実施期間

平成 29 年 7 月から平成 30 年 3 月まで

(2) 指導

① 実地指導

区 分	指導監査対象施設・事業所数	実地指導及び監査	文書指摘施設・事業所数	文書指摘件数
介護保険施設	26	5	1	2
介護老人福祉施設	18	3	0	0
介護老人保健施設	8	2	1	2
居宅サービス事業所	365	106	75	164
訪問介護	68	24	21	50
訪問入浴介護	2	2	1	5
訪問看護	25	6	5	9
訪問リハビリテーション	4	0	0	0
通所介護	96	22	12	25
通所リハビリテーション	13	2	2	6
居宅介護支援	75	31	22	50
福祉用具貸与	22	7	6	11
福祉用具販売	22	6	5	7
短期入所者生活介護	19	3	0	0
短期入所者療養介護	10	2	0	0
特定施設入所者生活介護	9	1	1	1
合計	391	111	76	166

※指導監査対象施設・事業所数は、H29. 4. 1 現在(介護予防を除くが、介護予防通所介護については事業所数に含める)

② 集団指導

全事業所を対象に実施（島根県との合同実施）

(3) 監査

1 事業所について実施

(4) 指導及び監査の実施体制

福祉部福祉総務課職員が実施

(5) 指導及び監査における留意事項(実施方針)

平成 29 年度の指導及び監査の実施に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ① 介護保険施設及び事業者の育成支援を基本とした介護給付・予防給付等対象サービスの質の確保と向上
- ② 保険給付の適正化
- ③ 利用者の自立支援並びに尊厳の保持を念頭においた利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

(6) 指導及び監査結果の概要

① 実地指導

ア 介護保険施設

施設運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかった。なお、指導に当たっては、各施設での身体拘束廃止及び高齢者虐待防止に対する取組み、ケアプランを中心とした一連のサービス提供及び認知症ケアに対する理解について、重点的に指導を行った。

各施設の改善を要する事項については、1 ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画の提出を求め、事後指導に

より改善の徹底を図った。

イ 居宅サービス事業所

不十分な制度理解や誤解による誤った報酬請求や、報酬請求に必要な手続きが十分行われていない事案があり、報酬請求指導を行った。このほか、人員及び設備運営基準について確認を行った。

各事業所の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画の提出を求め、事後指導により改善の徹底を図った。

②集団指導

介護保険制度の理解を目的に集団指導を実施した。

ア 在宅サービス

制度改正の説明、実地指導における不適切な事例の発表

イ 施設サービス

制度改正の説明、防犯対策、非常災害対策等について説明、実地指導における不適切な事例の発表

③監査

1 事業所について昨年度から監査を継続実施

(7) 平成 29 年度の主な指摘事項

①介護保険施設

ア 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。

(居宅基準条例第 108 条、予防基準条例第 103 条、121 条の 2 第 1 項介護老人福祉施設基準条例第 29 条、特別養護老人ホーム基準条例第 24 条 等)

イ 運営規程について、内容の修正が必要と見受けられる項目があるため速やかに改正すること。

(居宅基準条例第 107 条、予防基準条例第 102 条 等)

ウ 非常災害に備えるため、消防・防災計画等に基づき、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。

(居宅基準条例第 110 条、予防基準条例第 121 条の 4 等)

②居宅サービス事業所

ア 月ごとに、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にすること。

(居宅基準条例第 32 条第 1 項、居宅支援基準条例第 21 条、居宅基準条例第 108 条、予防基準条例第 29 条第 1 項、予防基準条例第 103 条 等)

イ 運営規程の利用者負担割合に関する記載が最新のものとなっていないため規程を変更し、届を行うとともに、重要事項説明書、掲示物の内容を点検・訂正すること。

(居宅基準条例第 30 条 等)

ウ 医療費控除の対象となるかどうかを居宅サービス計画等により確認をし、領収書に医療費控除対象額を表示すること。

(平成 25 年 1 月 25 日厚生労働省老健局総務課事務連絡「介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについて」)

エ 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。

(予防基準条例第 109 条、居宅支援基準条例第 1 4 条第 2 項 等)

オ 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講ずること。

(居宅支援基準条例第 25 条、居宅基準条例第 35 条、予防基準条例第 32 条第 2 項 等)

③その他

ア 居宅介護支援から始まり個別サービス実施に至る一連のプロセスが十分に理解されていない。

イ 各種加算の算定に当たって、算定要件が十分に理解されていない。